

「ひろしまドリミネーション 2026」キッチンカー活用社会実験 募集要項

1 社会実験の目的

ひろしまドリミネーションは、宿泊施設の稼働率が低い12月から1月に、市内中心部の周遊促進や観光客等の滞在時間の延長を図ることを目的として、令和8年度から開催期間を変更することとし、令和8年度は12月4日（金）から翌年1月24日（日）まで開催する。

これを受け、より一層のにぎわい創出を目指し、メイン会場である平和大通りで、飲食を提供するキッチンカーの出店を社会実験として実施する。

2 社会実験の概要

(1) 主催

ひろしまライトアップ事業実行委員会（以下「実行委員会」とする。）

（広島市、公益財団法人広島観光コンベンションビューローなど）

(2) 実施内容

移動販売車（キッチンカー）を用いた飲食の出店

(3) 出店場所

中区平和大通りの広島クリスタルプラザ前の緑地（ひろしまドリミネーションBエリア）



※ 概ね上記の位置で、15㎡以内とする（ごみ箱・机等を含む。）

(4) 取扱品目

飲食物（自動車による営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているもの。

※ドリミネーション会場の雰囲気に調和した飲食物（軽食）とすること。

※酒類の販売は可能とするが、酒類を主たる販売品目とする出店は認めない。

(5) 募集対象

ア 移動販売車（キッチンカー）を自ら経営する事業者（以下「個別出店者」という。）

イ 移動販売車（キッチンカー）の出店マネジメントを行う事業者（以下「マネジメント事業者」という。）

(6) 出店日時

ア 出店可能日

12月	5日(土)、6日(日)、11日(金)、12日(土)、13日(日)、18日(金)、19日(土)、 20日(日)、24日(木)、25日(金)、26日(土)、27日(日)
1月	8日(金)、9日(土)、10日(日)、11日(月)、15日(金)、16日(土)、17日(日) 22日(金)、23日(土)、24日(日)

※ 出店可能日のうち、3日間以上の出店を必須とする。

※ 1日最大2店舗までの出店とする。

イ 営業時間

17時30分～21時30分

(6) 車両の進入・退出

ひろしまドリミネーションの来場者等の安全性を考慮し、現地警備員の誘導に従い、以下の時間に進入及び退出すること。

進入時間：17時 退出時間：22時30分

(7) 電気機器の使用

ア 電気機器を使用する場合は、主催者が指定するひろしまドリミネーション会場内の電源を使用すること。

イ 電気機器の使用電力は、3kW までとし、使用する機器及びその消費電力量を申請時に記載すること。

※ 発電機の使用は不可とする。

(8) 出店料等

ア 社会実験であることを踏まえ、利益還元として、出店者は道路占用料相当額（198 円/㎡・日）又は出店売上の5%のいずれか高い金額を実行委員会に支払うものとする。

イ 電気料金は、応募時に申告された消費電力量に基づき、1日4時間（17時30分～21時30分）使用するものとして算定し、出店日数を乗じた額を支払うものとする。

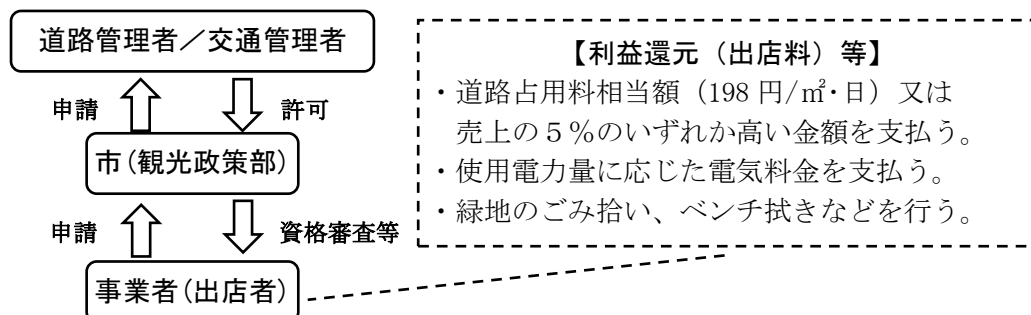
ウ 出店料及び電気料金は、本社会実験終了後に請求する。

(9) 許可手続

ア 本社会実験に関し、道路法に基づく道路占用許可及び道路交通法に基づく道路使用許可並びに景観法に基づく届出の手続は実行委員会が行うこととする。

イ その他、企画運営に関わる各種手続等はすべて事業者（出店者）で行うものとする。

ウ 申請に虚偽があった場合や許可条件、本募集要項の内容及び実行委員会の指示を守らない場合、実行委員会は、期間中であっても出店の許可を取り消すことがある。



(10) デジタルスタンプラリーとの連携（任意）

本事業とは別に、広島市では、閑散期における市内中心部のにぎわい創出を図るため、デジタルスタンプラリーを実施することとしている。

ア 出店者は、注文時にスマートフォンの画面を提示したスタンプラリー参加者に対し、可能な範囲で、特典やサービスを提供することができる。

イ 特典やサービスの内容は、出店者が実施可能な範囲で設定するものとし、例として、代金の割引、トッピングのサービス、ノベルティの提供等を想定している。

ウ 特典やサービスを提供する場合は、その内容、提供条件その他必要な事項を、出店決定後に実行委員会に報告すること。

(II) その他

ア 出店に当たっては、ひろしまドリミネーションの景観及び雰囲気との調和に配慮することとし、過度な装飾やのぼり旗、来場者の視界を遮る広告物の設置は認めない。

イ 出店事業者は、緑地のごみ拾い、ベンチ拭きを行うものとする。

3 応募資格

応募者は、広島県内に所在する事業所等で事業を行う個人事業主又は法人とし、次に挙げる要件を満たすこととする。

(1) 個別出店者の場合

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。

イ 法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が広島県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能な者であること。

ウ 募集開始の日から事業者決定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 広島市暴力団排除条例及び広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないものであること。

カ 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。広島県内の許可）を有すること。なお、食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。

キ その他、営業に必要な許可や資格を有すること。

(2) マネジメント事業者の場合

ア 上記(1)のア～オを満たすこと。

イ 移動販売車（キッチンカー）の出店に関わる日程調整、出店事業者の許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。

※出店事業者が上記(1)のア～キを満たしていることを確認すること。

ウ 移動販売車（キッチンカー）の運営事業について、イベント等での実績があること。

4 出店手続き

(1) 応募書類

出店希望者は、所定の応募申込書兼誓約書（様式1）、出店計画書（様式2）及び以下の添付書類を下記「10 問合せ先」宛てにメールにより提出してください。なお、1事業者につき1申請までとする。

【添付書類】

共通	①店舗概要や販売品のチラシ等【任意様式】 ②商業登記事項証明書の写し【法人の場合】 ③広島市税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し ※滞納がない旨を証明するもので、証明年月日が応募申請書等の提出から3か月前の日以降のものに限る。 ※納税義務がない場合等は申立書（様式3）を提出すること。
個別出店者	④営業許可証（県内の保健所が発行したもの）、営業届出書等の写し ⑤食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）の写し ⑥使用車両の写真（前面及び側面とし、ナンバープレートが確認できるもの） ⑦使用車両の車検証の写し ⑧PL 保険証券（生産物賠償責任保険）の写し
事業者 マネジメント	⑨提携出店者との関係性が分かる書類（業務提携契約書等）の写し ⑩イベント等でキッチンカーの運営実績が分かる書類【任意様式】

(2) 応募期間

2026年10月1日（木）～10月14日（水）（※最終日は17時まで）

(3) 出店等の決定（出店許可）等

ア 実行委員会は、応募書類により出店希望者の応募資格の適否等を確認し、その旨を書面にて通知する。（応募資格がないと判断した場合、選定外となった場合を含む。）

なお、応募が多数の場合は抽選とする。

イ 実行委員会は、決定した出店場所を出店者に連絡する。

ウ 実行委員会と出店者は、キッチンカー出店等に関する覚書を締結する。

(4) 出店後の手続

ア 出店後、2週間以内に利用者人数や売上等を記載した出店報告書（様式4）をメールにより提出すること。また、原状回復のほか緑地のごみ拾いなどの実施状況を把握するため、出店前後の写真を添付すること。

イ 出店者は、請求に基づき、所定の納付書により出店料（利益還元額）及び電気料金を納付し、領収証の確認を受けること。なお、納付済額は理由の如何を問わず返金しない。

(5) 出店の辞退

応募後に出店を辞退する場合は、必ず電話連絡の上、辞退願（様式5）をメールにより提出すること。なお、資格確認及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として取り扱うこととする。

5 禁止事項

次の事項は禁止する。違反が判明したときは、既に行った出店許可を取り消し、その後の出店を認めない。

- (1) 緑地周辺の歩行者や近隣住民等に影響を与える行為（緑地周辺を歩きながらのチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可）、多量の煙を発生させる調理）等を行うこと。
- (2) 緑地周辺にごみ等を散乱させること及び車両からの排水等を行うこと。
- (3) 決められた出店場所以外を使用すること及び緑地の水道を使用すること。
- (4) 出店の権利を譲渡・転貸すること。
- (5) その他本募集要項に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為を行うこと。

6 その他遵守事項

各種関連法令、ガイドライン等のほか、次の事項を遵守して使用すること。遵守しない状況が反復又は継続されるときは、既に行った許可を取り消し、その後の出店を認めない。

- (1) 出店に伴う各種届出等（道路占用許可、道路使用許可及び景観に関する届出を除く。保健所・消防署等への届出等）は、事業者（出店者）が行うこと。また、実行委員会が行う手続に必要な書類等の作成について協力すること。
- (2) 周囲の歩行者等の往来の妨げにならないよう、適切な導線管理を行うこと。販売カウンターは十分な滞留空間側に向けること。
- (3) 移動販売車の緑地への出入りは、現地の警備員の誘導に従い、指定するルートで出店前後の各1回とし、周囲の歩行者、自転車通行者等に十分注意すること。
- (4) 歩道を通行する際は、ハザードランプ点灯の上、速度10 km/h以下で徐行すること。
- (5) 駐車時は、エンジンを止め、輪止めを設置するとともに、必要に応じてカラーコーン等を設置すること。
- (6) 車両その他の物品は毎日撤収すること。
- (7) 販売する全てのメニュー及び価格を分かりやすく掲示すること。また、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとしないうこと。
- (8) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を期すること。また、保健所等の関係機関の指導に適切に従うこと。
- (9) アレルギー物質表示（義務・推奨28品目）を表示すること。
- (10) 広島市産品の優先利用に努めること。
- (11) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。
- (12) 使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。また、実行委員会の求めに応じ、地面の汚れ防止のための養生シートを設置すること。
- (13) 移動販売車（キッチンカー）に隣接してごみ箱を設置し、排出するごみは適切に回収・処分すること。
- (14) 来訪者が快適に過ごせるよう、移動販売車（キッチンカー）周辺の清掃等を行うこと。
- (15) 緑地を退去する際は、周囲にごみが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること。
- (16) 雨天等でやむを得ず出店中止する場合は、原則、前日までにメール等で連絡すること。
- (17) 実行委員会の求めに応じ、社会実験の取組であることを現地掲示等により周知すること。
また、その他交付を受けた各種許可証等を見える位置に表示して営業すること。
- (18) 本社会実験のPR（ポスター掲示、SNS等での告知等）やアンケート等に協力すること。
- (19) 出店による事故や苦情等のトラブルは事業者（出店者）が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を実行委員会に速やかに報告すること。
- (20) その他不明な点については、適時、実行委員会担当者と協議すること。

7 実行委員会の指示による出店中止又は許可の取消し

次の事項に該当すると実行委員会が判断したときは、出店中止や許可の取消しを行うことがある。

- (1) 荒天等のため利用者の安全確保に支障があると判断したとき。
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると判断したとき。
- (3) 禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき。

8 免責事項

次の損害について、実行委員会はその責任を負わないこととする。事業者が一切の責を負うこととする。

- (1) 出店に起因して事業者（出店者）自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害
- (3) 実行委員会の指示による使用中止又は許可の取消しによって生じた損害

9 その他

本募集要項は、社会実験の状況等を踏まえ、適宜変更することがある。

10 問合せ先

ひろしまライトアップ事業実行委員会事務局 担当：岩田

（事務局：広島市経済観光局観光政策部観光企画担当）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電話 082-504-2243 FAX 082-504-2253

E-mail : kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp